平成２６年８月　全員協議会

平成２６年８月１８日（月曜日）
吉田　栄光　議員（自由民主党）

※　全員協議会について

吉田栄光議員

自由民主党議員会の吉田栄光である。

事故から３年５カ月が過ぎた。改めて本日出席の方々、そして政府関係者のこれまでの尽力に御礼申し上げる。

早速質問に入る。中間貯蔵施設について尋ねる。

先月18日及び今月８日、石原環境大臣及び根本復興大臣より、これまでの大熊、双葉両町からの申し入れ事項や住民からの意見を踏まえた県外最終処分の法制化、用地の取り扱い、生活再建策、地域振興策などの全体像が示された。そこで提示された内容について確認したい。

初めに、地上権の取り扱いについてである。

私も住民説明会に参加したが、住民からは用地の問題について多くの意見、要望が出された。特に、「先祖伝来の土地を手放したくない」、「買い取りされると、そのまま最終処分場になるのではないか」という懸念が多く出された。こうした意見を踏まえ、30年間の地上権設定の方針を示し、買い取り以外の選択肢を示したことは一定程度評価したい。

地上権は賃借権と異なり、所有者の承諾なしで第三者に譲渡・賃貸できることとなっているが、国は第三者に権利譲渡する考えはないか。

環境省大臣官房審議官

環境省の中間貯蔵担当審議官の高橋である。よろしく願う。

地元の吉田議員を初め中間貯蔵についてはこれまでもいろいろと指導してもらい、改めて御礼申し上げる。

ただいまの質問だが、地元の方の土地に対する気持ちや最終処分場となる懸念に対応するため、地上権を選択肢として提示した。確かに一般の賃貸借に比べると、登記ができるなど強い面もあるが、第三者への譲渡などは一切考えていない。あくまで中間貯蔵施設として30年間安定して管理するため、このような選択肢を提示したものである。

吉田栄光議員

万が一、30年以内に県外搬出できない状況となった場合、地上権の延長は厳しくなることが懸念される。契約更新されず施設がそのまま存続すれば違法状態になると考えるが、見解を聞く。

環境省大臣官房審議官

地上権の場合、30年という期限を設定するので、30年が到達する前に最終処分を終えることが大変重要である。８月８日に最終処分に関する考え方を提示しているが、国として30年以内にしっかり最終処分が実施できるよう全力を尽くしたい。

（「答えていない」と呼ぶ者あり）

吉田栄光議員

30年を超えたら違法状態になるのかという質問であるので、改めて答弁願う。

環境省大臣官房審議官

万が一、30年を超えて最終処分できていない場合、改めて契約してもらわない限りは違法状態になると思う。

吉田栄光議員

違法状態になるとすれば、ロードマップ（中間貯蔵施設の基本的な考え方）を含め、これから作成するさまざまな工程について、県民や地権者に理解されるようしっかり説明願う。

次に、法制化について聞く。

30年以内の県外最終処分に関する法制化は、何よりも重要である。しっかり法律に書き込むことは最終処分場の懸念払拭につながるものであり、住民説明会においても非常に大きな声があった。

この内容を国は日本環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）法に規定するとのことだが、民間企業の設置法に国の責務を規定することについて、どのような考えなのか。

環境省大臣官房審議官

議員指摘のとおり、現時点ではＪＥＳＣＯ法を改正し、そこに30年以内の県外処分を引き受けたいと考えている。

この趣旨であるが、あくまで中間貯蔵の設置・運営の責任が国にあるのは当然である。そこはしっかりとした上で、ＪＥＳＣＯという専門的な組織を活用することにより、国が単独で行うよりも一層安全かつ効果的に中間貯蔵施設の事業を実行できると考える。国の方針に基づき、国の委託によって事業の一部を実施するということなので、中間貯蔵施設の設置・運営の責任はあくまでも国にあることは揺るがない。そのような考えのもと、現地に事務所を置くなど、しっかりとＪＥＳＣＯを監督しながら実施できるよう万全を尽くしたい。

吉田栄光議員

ＪＥＳＣＯに丸投げするのではないかと懸念する声が多くある。現在法制化の作業中と聞いているが、監督規程を初め主な内容について詳しく説明願う。

環境省大臣官房審議官

もともとＪＥＳＣＯはＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）処理を目的とし、国が100％出資した、非常に強い国の監督のもとに事業を行っている特殊会社である。そこに中間貯蔵施設の設置・運営に係る業務を追加するため、引き続き非常に強い国の監督のもとにあり、あくまで委託の範囲内で事業を実施する。万が一事故などがあれば国の責任であり、そのような意味で丸投げではなく、きちんとした委託契約や監督のもとで事業を実施するものである。

吉田栄光議員

関連してもう少し深く聞く。中間貯蔵施設に係る協定についてである。

７月28日及び８月８日に提示された文書では、国、県、町で中間貯蔵施設の整備・稼働に関する協定を締結する旨が記載されていた。県外最終処分はＪＥＳＣＯ法の改正により実現するとの説明だったが、法律の趣旨をさらに確実にするためにも、県や町が当事者として具体的な内容を盛り込んだ協定の締結が重要と考えている。国として、責任を持って中間貯蔵施設の整備・稼働に当たるため、協定はどのような内容を想定しているのか。

環境省大臣官房審議官

議員指摘のとおり、地元の方の安全・安心という意味では、法制化に加えて協定を結ぶことが大変重要と考えている。これから受け入れてもらった場合には、県、町と十分に内容を相談していきたいと考えているが、現時点で考えている内容を幾つか述べる。

例えば、施設周辺のモニタリング結果をしっかりと公開する。また、施設の安全性チェックは行政だけでなく、何らかの形で住民が参加できるような仕組みをつくりたい。さらに、万が一施設に問題が生じた場合、搬入を停止するなど緊急時のプロセスについても規定したいと考えている。加えて、県外最終処分は大変時間がかかるが、その実施に向けた進捗状況を適時報告することも盛り込む必要があると考えている。

吉田栄光議員

搬入停止について答弁があったが、中間貯蔵の課題を整理していく中では、我々福島県民にとって不利益となれば拒否できる、拒否権があればという話もあった。

稼働停止の措置に規定すべきものの中で、今どのようなものを考えているのか、詳しく説明願う。

環境省大臣官房審議官

現時点でどのような場合に搬入停止の必要があるかまでは具体的に検討できていないが、例えば受け入れ施設そのものの機能が損なわれ、搬入できなくなることも考えられる。そういうことも含め、その施設を運転することにより周辺に悪影響を及ぼすような状況になれば、搬入停止もやむを得ない。

吉田栄光議員

中間貯蔵施設については、先ほどの法制化も含め、さまざまな地域との約束事がある。この約束事がかなわない、あるいは逸脱するものがあれば、地域にとって搬入停止や拒否したいという考え方も出てくるかもしれない。そういった考え方もしっかり加え、制度のあり方を検討願う。

次に、町の将来像について聞く。

住民の帰還したいという思い、自分が生まれ育ったふるさとへの思いにしっかりと応える必要がある。これは施設受け入れの大前提となる考えでもある。そうした思いに応えるためには、早期に町の将来像を提示し、住民の不安を払拭していくことが必要と考える。

先月28日及び今月８日、町の将来像について、復興庁として大熊、双葉両町の復興に向けた基本的な考え方を作成するとの方針が示された。そこで、現在の検討状況と、いつどのような形で示すのかについて説明願う。

復興庁参事官

先般、根本復興大臣からも公表したが、両町の復興に向けた基本的な考え方を国として示す。今両町においては、復興計画の具体化に向けた検討が進められていると承知しているが、両町とも帰還困難区域が非常に多くを占める。さらに中間貯蔵施設もお願いしているという大変厳しい状況にあり、国として主体的にそれらをまとめていくことが必要だと考えている。この基本的な考え方については、根本復興大臣ともしっかり相談したいと考えているが、できるだけ早く、近いうちに示せるよう、まさに検討を進めている最中である。

吉田栄光議員

３年５カ月が過ぎて、今我々は、将来の大きな考え方を選択せざるを得ない状況の中にいる。本日はマスコミも来てい

るが、今の答弁は地域住民にとって理解しがたいものである。しっかりしたものがあるならあるで、なければ今から考えてもよいが、今の答弁では納得できないので、再度答弁願う。

復興庁参事官

これから検討するということではなく、根本復興大臣とは考え方の最終的なすり合わせを行っている段階であり、近いうちにしっかり示せると考えている。

吉田栄光議員

よろしく願う。

次に、交付金や財政措置について聞く。

８月８日に国から総額約3,000億円の交付金の提示があった。このうち福島第一原発に係る電源立地地域対策交付金については、これまでの延長線と理解している。「中間貯蔵施設等に係る交付金（仮称）」と「原子力災害からの福島復興交付金（仮称）」という２つの自由度の高い交付金が新たに創設されるとのことであるが、自由度についてどのように考えているか。

また、地元が主体的な復興の取り組みを進めていくためには、自由度の高い財政措置が必要だとかねがね指摘しているところである。今回提示のあった財政措置は、地元の裁量により有効に活用できるものと聞いている。これは自由度が高く、有効活用できる交付金と理解してよいか。

環境省大臣官房審議官

「中間貯蔵施設等に係る交付金（仮称）」については、大熊、双葉両町を中心として、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施するという趣旨で、極めて自由度の高い交付金であるとこれまでも説明している。具体的な内容については今後詰めていくが、今のところ想定しているのは、例えばふるさとの訪問支援やふるさととの結びつきを維持するための事業などである。

自由度については電源立地地域対策交付金並みと説明しているが、例えば施設の維持管理費や運営費などを含む幅広い事業を対象とするよう考えている。

いずれにしても、さらに具体的に県や町とよく相談し、中間貯蔵施設による悪影響の緩和を通じて地元の復興に貢献できる使い方ができるよう鋭意調整したい。

復興庁参事官

「原子力災害からの福島復興交付金（仮称）」については、中間貯蔵施設の整備による影響も含め、原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興、そして風評対策を初めとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等を対象として、既に福島再生加速化交付金もあるが、これとは別に新しく創設するものである。

具体的に、被災12市町村を対象とするものとして、例えば大熊町などで構想している復興拠点を整備するに当たり、福島再生加速化交付金ではなかなか手が届かない事業にも充てられるように考えている。また、県全域を対象として実施するものとして、例えば医療・放射線対策に係る拠点や重点産業の企業進出支援など、県の中核となる拠点の整備にも充てられる。さらに、風評の払拭や観光客回復のための事業などに対し、ハード・ソフト両面から支援できる予算として想定している。

県や町からの要請に応えられるよう、福島の復興という目的のもと、可能な限り広範な事業等に柔軟に活用できるよう措置しており、相当の自由度を確保しているものと考える。

吉田栄光議員

「原子力災害からの福島復興交付金（仮称）」は、中間貯蔵施設が予定されている２町及び隣接町村を含めた双葉郡全体の復興に寄与するものか、詳しく説明願う。

復興庁参事官

この新しい交付金は、福島県全域を対象とする事業のほか、原発による影響を強く受けた２町を初め被災12市町村で行われる事業も対象としている。

例えば、大熊町で構想している復興拠点の整備に伴う事業に充てられると先ほど述べたが、そのほか被災した建物等の解体・撤去や広域的施設の立地に係る用地取得・造成に要する費用、広域的施設自体の施設整備費や初期運営費、帰還したときの初動経費、帰還再生に寄与するソフト事業など広範に対応できるものと想定している。したがって、当該地域の復興に大きく寄与するものと考えている。

吉田栄光議員

次に、住民票について聞く。

中間貯蔵施設は地元住民に大きな負担を強いるものであり、いかに住民に寄り添った対応をしていくかが受け入れ是非の判断をするポイントになる。地上権の話もあったが、住民票の取り扱いもその１つである。

今回、町内に住み続けたい意思があるのに帰還困難区域等に指定され転居できない場合、転居希望先に住める状況となれば、そこに転居することを前提として、住民票はそのままにしておける取り扱いになったと聞いている。最大限の配慮がなされたものであり、評価できる。

そこで、今回の住民票の取り扱いに当たっては、避難指示区域の住民それぞれの事情を考慮し、弾力的に運用すべきと思うが、どうか。

環境省大臣官房審議官

議員指摘のとおり、避難を余儀なくされている地権者の皆さんにとって、住民票の取り扱いは大変重要な課題だと認識している。

政府部内において総務省を中心に検討し、先ほど議員が述べたとおりの対応とすることを７月28日に提示した。その運用については基本的に総務省で対応すると思うが、議員の指摘をしっかりと踏まえ、その趣旨を総務省へ伝えたい。

吉田栄光議員

よろしく願う。

次に、中間貯蔵施設への搬入について聞く。

仮に受け入れが決まったときの話だが、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入のため、ダンプやトラックなどの大型車両の交通量が増加することは明らかであり、設置場所が予定されている大熊町、双葉町には搬入車両が集中することになる。

このため、住民の一時帰宅時における渋滞、さらにあってはならないことだが、交通事故に巻き込まれる可能性も高まる。また、窃盗や空き巣などの犯罪がふえることも危惧されている。

搬入に係るこうした影響から住民の安全・安心確保に向け、国はどのような対策を講ずるのか。

環境省大臣官房審議官

議員指摘のとおり、搬入に伴う問題は大変重要な課題と認識している。

詳細ルートやダンプの通行量については、これからの除染の進捗や仮置き場の状況にもよるため、現時点でははっきり

していない。受け入れの判断をしてもらった後、まずはしっかり運搬に関する基本計画をつくった上で、具体的な実施計画を詰めていきたい。その中で具体的な各ルートの課題を明らかにし、指摘のあった周辺環境への影響やさまざまなトラブルの可能性をきちんと評価する。環境省だけではなく、地元の県、町の皆さんとも協議しながら適切な対応をしたい。

吉田栄光議員

私の持ち時間は16分であり、地元議員として、さらに詳しく聞きたいことはいろいろあるが、１点だけ総論として聞く。中間貯蔵施設への搬入開始時期についてである。

しっかり確認しておきたいが、国は平成23年10月、仮置き場の本格搬入開始から３年程度の27年１月をめどとして、施設の供用開始に最大限努力するとの方針を示したが、今日においても見通しは立っていない。残り５カ月で本当に搬入開始できるのか懸念される。

県内では現在、除染により発生した除去土壌等は自宅敷地内や仮置き場に保管されている状況であり、仮に搬入開始時期がおくれれば、仮置き場の賃貸借契約を含め、さまざまな問題が発生する。安全・安心の確保はもとより、本県の復興に向け、中間貯蔵施設への早期搬入に対する県民の期待は非常に大きい。

そこで聞くが、国は中間貯蔵施設の基本的な考え方で示した「27年１月搬入開始」の方針に変更はないのか。

環境省大臣官房審議官

確かにスケジュール的に大変厳しくなっているのは事実だが、平成27年１月の搬入開始という目標に向け、政府一丸となって全力を尽くす所存である。

吉田栄光議員

避難者は今約12万7,000人いる。そして２町の関係者には、ふるさとを提供してもらうという重なる精神的負担をお願いするところである。また、搬入開始時期は、県にとっても大事である。中でも、当事者となる地権者の思いをきちんと受けとめた上で、国の考え方をしっかり説明してもらうことを要望する。

次に、福島第一原発の事故対応と現状及び課題について聞く。

東日本大震災から３年５カ月が経過した。福島第一原発においては国及び事業者による事故収束に向けたさまざまな取り組みがなされてきたが、汚染水対策が依然として喫緊の課題であり、国はみずからが前面に立ち、全力で取り組む必要がある。

そこで、汚染水対策の課題と対応について、地下水バイパスや凍土遮水壁などの対策が開始されたところであるが、これからの対策を含め、国が示した重層的な対策の効果や課題をどのように捉え、どう対応していくのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

汚染水問題については、引き続き心配をかけていることに対し、まずおわびする。

昨年９月に原子力災害対策本部で基本方針を決定し、12月に追加対策を決定した。これに従い粛々と着実に具体的な対策を進めており、３つの原則に基づき対策を講じている。

１つ目の柱は、「汚染水を取り除く対策」である。これはタンクの中の汚染源を可能な限り浄化することであり、ＡＬＰＳ（多核種除去設備）により実施している。いろいろとトラブルが続き心配をかけたが、６月下旬からは計画的な停止を除き、３系統が運転されている。また、東京電力（株）は当該設備の増設を決定しており、この工事が粛々と進んでいる。さらに、国が国費を投じてより高性能な多核種除去設備をこの秋に立ち上げるので、こちらも粛々と工事を進めている。加えて、ストロンチウムを除去する設備を導入することとしており、こうした設備の能力増強により、年度内に貯水タンク内の汚染水処理を完了させる。とにかくタンク内の汚染水をよりリスクの少ないものにすることを目指している。

２つ目の柱は、「汚染源に地下水を近づけない対策」である。この対策はさまざまな対策を重層的に講じており、地下水バイパスは地元の了解を得てことし５月22日から運用を開始した。これまで15回の放水を実施しており、運用目標を遵守しながら地下水の水位を徐々に下げているところである。また、並行して凍土遮水壁にも取り組み、来春ごろの運用開始を目指し、６月２日に着工している。あわせて、建屋周辺の井戸（サブドレン）からくみ上げた地下水について、地下水バイパスの運用目標を下回るまで浄化した上で、関係者の理解が得られれば、海に放出することを検討している。

３つ目の柱は、「汚染水を漏らさない対策」である。昨年秋、豪雨や台風のたびにタンクの堰の水が漏れていたため、タンクの堰の雨水対策を進めてきた。具体的には、堰をかさ上げし二重化する対策についてはおおむね終わっている。また、水ガラスによる海側の地盤改良についてはことし３月末に完了している。さらに、漏えいリスクの少ない溶接型タンクをどんどんふやし、これまでのボルト型タンクからの置きかえを進めている。加えて、海側遮水壁については、最も早ければ９月末に閉じることができるペースで設置を進めている。

このような形でいろいろな対策を進めており、しっかり効果を上げていきたい。

吉田栄光議員

凍土遮水壁について、私は専門家ではないので地下の状況はよくわからないが、水量が想定以上にあるのか、あるいは地下水の温度が高いのか、凍らないという報道がなされている。本日はせっかくの全員協議会であるので、直近の課題について、国はどう捉えてどう対応していくというような、県民がある意味非常に興味を持っている点について説明願う。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

議員指摘の凍らないものとは、凍土遮水壁とは別のものである。

建屋の海側にトレンチというケーブルや配管が入ったトンネルがある。この中に事故後に流れ出した汚染水がまだ残っており、これを抜き出そうとしている。ただ、建屋とトレンチの間は水が行き来する状況であるので、抜き出すためには間に壁をつくる必要がある。その壁をつくるのに凍らせようとしているが、なかなか凍らない。

これには２つの理由が考えられ、１つは冷却能力が足りないのではないかということであり、２つは水の流れが大き過ぎるのではないかということである。

これまで冷却能力をどんどん高めて取り組んできた結果、少し凍結は進んだが、完全に壁ができるところまでには至っていない。したがって、２番目のステップとして、流れを抑える対策をこれから始めようとしている。

トレンチに対して凍らせた壁ができないことが、凍土壁ができないのではないかという心配につながっていると懸念している。トレンチの壁は、水をそのまま凍らせるものである。それに対し、凍土壁は地中の砂や石の中にある地下水を含む土を、土ごと凍らせるものである。水だけのほうが、おのずと流れも速い。

凍土遮水壁については、発電所内で10m四方の実証を行い、しっかり凍らせることができることを確認した上で進めている。そういう意味で、凍土遮水壁については、ある程度自信を持って進めているところである。

吉田栄光議員

よい答弁をもらった。我々県民は今のような詳しい説明を求めている。皆さんがしっかり取り組んでいる中で、疑念が生じ、それが膨らめば膨らむほど、我々との信頼関係がなくなる。今後も今のようなしっかりとした説明を願う。

関連して、廃炉措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について聞く。

４号機の燃料取り出しは順調に進んでいると聞いているが、燃料デブリ（溶けて固まった燃料）の取り出し工法や装置の開発については、国際廃炉研究開発機構（ＩＲＩＤ）が中心となり、現在原子炉内の内部状況の把握が進められていると聞いている。ロードマップ上の最速のケースで、燃料デブリの取り出しが平成32年度から開始されるとも聞いている。また本日は、新たな組織改編という新聞記事もあった。

そこで、これらの取り組みに関するこれまでの実施状況や実績、今度の予定と課題について聞く。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

中長期ロードマップについて、昨年11月に４号機からの燃料取り出しを開始し、予定どおり第２期に入ったところである。今後、３号機の燃料取り出し用カバーの設置工事を始める予定である。

また、循環注水ラインの省ループ化についても今年度末の完了をめどに進めており、実現すると汚染水を浄化した上で再注水するラインが短くなるため、信頼性も向上し、汚染水の漏えいリスクも格段に低下できると考えている。

さらに今後、2021年ごろの燃料デブリ取り出し開始に向け、建屋内の線量低減や原子炉の内部調査、格納容器の取水に向けた調査、補修技術の開発などを進めていく。

今のところ、水で冠水させた上で上部から取り出す方法を主に考えているが、あくまで重層的に対策を講じる必要があるので、代替工法についても、今月27日まで国内外から公募している。１つの対策がだめとなってから次の対策を考えることにならないよう、常に重層的な構えで進めていきたい。

中長期ロードマップに対しては、タンク増設のように、2016年度末までに80万㎥分を設置するとしていたものを２年前倒しすることとしたものもある。他方、モックアップ施設のように、工事の着手が少しおくれているものもある。いずれにしても、中長期ロードマップの原則の第一として、地域の皆さんと作業員の安全確保を大前提に進めることにしているので、計画的にこうした対策を実現したい。

吉田栄光議員

最後の質問に入る。事故分析の中間報告と今後の対応についてである。

国会事故調査委員会は、１号機の非常用交流電源喪失の原因は津波によるものではない可能性を指摘しているが、先月、原子力規制委員会主催の「第６回福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」において、事故分析の中間報告案が示され、その中で「１号機の非常用交流電源の機能喪失の原因は津波である」との検討結果が明らかにされた。原子力規制庁には、「福島第一原発に対し、津波対策を強く求めるべき」との意見もあったと聞いている。

国は、事故後３年５カ月が経過した今も、約12万7,000人もの避難者がいる現実を直視すべきである。事故分析の結論が県民に対して十分説明されていない現状を踏まえ、今回の事故の原因をどのように捉えているか。

原子力規制庁審議官

まず、国会事故調査委員会の中間報告に対するその後の検討についてである。

国会事故調査委員会からは、幾つかの継続的に検討すべき課題や問題点が指摘されており、原子力規制委員会及び原子力規制庁では一つ一つ技術的な観点から解明していく立場で検討を進めている。

１つの例として、非常用ディーゼル発電機がどのタイミングで、あるいは何によって停止したのかについて、さまざまな調査を行った。まず、その後の非常用ディーゼル発電機の運転データによれば、津波の到来時まで発電していた。また、非常用ディーゼル発電機を制御している電源盤は最終的に水につかって停止したが、これについても現場に入り、浸水経路や電源盤のどこまで津波の水位が来たのか一つ一つ確認した。さらに、地震によって壊れたのではないかという指摘もあったので、電源盤の損傷状況を確認したところ、遮断器碍子（がいし：電線とその支持物との間を絶縁するために用いる器具）部分など非常に弱いものもあるが、地震で壊れているところは全くなかった。そういった状況を一つ一つ重ね合わせ、先ほどの議員の指摘のように、非常用ディーゼル発電機の停止については津波によるものであろうと推定したものである。

それ以外の項目についても、今回中間報告という形で７つ程度の見解を示したが、その内容は、国会事故調査委員会が指摘したこととはやや異なる、技術的な推論の結果としてまとめたものである。

現場はまだ線量が高いため、入れないところもたくさんある。特に、本当に地震で壊れたのかどうか、一つ一つ確認していく必要があるので、まだ残された課題は多数あると思っているが、まずは国会事故調査委員会が具体的に示したものについて、一定の回答が用意できたと考えている。

事故の分析は極めて大事であり、福島の事故の経験、教訓を原子力の安全に反映させていくことが必要である。もちろん新しい規制基準は既に策定したが、今後、この福島の事故の原因分析で明らかになった事項については規制基準に反映させ、ほかの原子力発電所に対してもきちんと対応させていくという考え方で取り組んでいきたい。

吉田栄光議員

なかなか納得できる答弁ではない。私は、シビアアクシデントには総合的な対応が必要だと思っている。

福島第一原発では、１号機Ａ系側の電気系統、バッテリー、非常用ディーゼル発電機など電気系統が全て地下にあることから、津波で浸水すれば機能を失うであろう。その前に、１号機Ａ系側の鉄塔は地震で倒れている。それらを勘案して総合的に判断してもらいたい。

最後に、今回の福島の事故を踏まえ、二度とこのような事故を起こしてはならないので、地元の議員として聞くが、あなた方はしっかり責任を持って、今の規制委員会の考え方で安全と言えるか。

原子力規制庁審議官

指摘のとおり、福島の事故は二度と起こしてはならないというのが我々の基本的な考え方である。

指摘のあった地震の問題、津波の問題、電源の問題、あるいはシビアアクシデント発生時の対応などについて、これまでにわかっている全てを今回の新しい規制基準の中に反映させているつもりである。

ただし、これで全てが100％かと言えば、決してそのようなことはない。我々は常に安全性は向上させていくという考え方であり、決して終わりがあるものではないので、当然ながら事業者に対し、それらをきちんと求めていく姿勢で臨んでいきたい。